

医学教育分野別評価
評価報告書（確定版）

受審大学名 日本大学医学部医学科
評価実施年度 2022 年度
作成日 2023 年 9 月 15 日

一般社団法人 日本医学教育評価機構

はじめに

医学教育分野別評価基準日本版 Ver.2.33 をもとに日本大学医学部医学科の分野別評価を2022年に行った。評価は利益相反のない7名の評価員によって行われた。評価においては、2022年9月に提出された自己点検評価報告書を精査した後、2022年12月12日～12月16日にかけて実地調査を実施した。日本大学医学部医学科における質疑応答、学生、研修医および教員との面談、講義、実習、施設等の視察結果を踏まえ、ここに評価報告書を提出する。

総評

日本大学医学部は、大正14(1925)年3月に日本大学専門部医学科として開設され、「よき臨床医、優れた医学研究者、熱意ある医学教育者の育成」のために、「醫明博愛」の精神に基づき、教育・研究・診療を実践してきた。

本評価報告書では、日本大学医学部医学科のこれまでの改革実行と今後の改革計画を踏まえ、国際基準をもとに評価を行った結果を報告する。

評価は現在において実施されている教育について行った。日本大学医学部医学科では8つのコンピテンシーごとに1～4のルーブリックレベルを定め、2022年度から新カリキュラムを開始している。

一方で、内部質保証体制の確実な実施、学生の教学に関わる委員会への参加、研究マインドの涵養、EBM教育の実践、体系的な行動科学・医療倫理学の教育、診療参加型臨床実習の充実、水平的・垂直的統合教育の推進、技能・態度評価の充実、教員の教育能力向上のためのFDの充実、教育プログラム評価などに課題を残している。教育プログラム評価を確実にし、新カリキュラムを実施することで医学教育の改善が十分に期待されるが、今後ともさらなる努力が必要である。

2018年度に文部科学省から指摘された不適切入試に対しては、第三者を含む検証委員会で検討し、入試の改善が図られている。今後も公平公正な入試制度を実施すべきである。

また、2021年度に発覚した元理事長・元理事の不祥事を受けて、執行部の体制が刷新されたが、今後とも大学としての適正な統轄と管理を行って、社会的な説明責任を果たすべきである。

基準の適合についての評価結果は、36の下位領域の中で、基本的水準は15項目が適合、19項目が部分的適合、2項目が不適合、質的向上のための水準は17項目が適合、18項目が部分的適合、0項目が不適合、1項目が評価を実施せずであった。なお、領域9の「質的向上のための水準」については今後の改良計画にかかるため、現状を評価することが分野別評価の趣旨であることから、今回は「評価を実施せず」とした。

評価チーム

主査	鈴木	敬一郎
副査	瀬尾	宏美
評価員	岡村	吉隆
	椎橋	実智男
	玉置	幸久
	牧野	雄一
	門川	俊明

1. 使命と学修成果

概評

8つのコンピテンシーごとに1～4のルーブリックレベルを定めている。

医学部の使命、学修成果についてわかりやすく明示し、一層周知し理解を求めるべきである。「適切な行動」については、学則・行動規範に明記すべきである。刷新された体制で自律性を持って資源の活用をすべきである。使命と目標とする学修成果の策定ならびに見直しにおいては、教育に関わる主要な構成者が正式な委員として参画すべきである。

1.1 使命

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学部の使命を明示しなくてはならない。(B 1.1.1)
- 大学の構成者ならびに医療と保健に関わる分野の関係者にその使命を示さなくてはならない。(B 1.1.2)
- その使命のなかで医師を養成する目的と教育指針として以下の内容の概略を定めなくてはならない。
 - 学部教育としての専門的実践力(B 1.1.3)
 - 将来さまざまな医療の専門領域に進むための適切な基本(B 1.1.4)
 - 医師として定められた役割を担う能力(B 1.1.5)
 - 卒後の教育への準備(B 1.1.6)
 - 生涯学習への継続(B 1.1.7)
- その使命に社会の保健・健康維持に対する要請、医療制度からの要請、およびその他の社会的責任を包含しなくてはならない。(B 1.1.8)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 医学部の使命についてわかりやすく明示し、一層周知すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- その使命に以下の内容が包含されているべきである。
 - 医学研究の達成(Q 1.1.1)
 - 国際的健康、医療の観点(Q 1.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- ・ なし

1.2 大学の自律性および教育・研究の自由

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 責任ある立場の教職員および管理運営者が、組織として自律性を持って教育施策を構築し、実施しなければならない。特に以下の内容を含まれなければならない。
 - カリキュラムの作成(B 1.2.1)
 - カリキュラムを実施するために配分された資源の活用(B 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 医学部として自律性をもった資源の活用がこれまで十分でなく、刷新された体制のもとで確実に改革をすべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、以下について教員ならびに学生の教育・研究の自由を保障すべきである。

- 現行カリキュラムに関する検討(Q 1.2.1)
- カリキュラムを過剰にしない範囲で、特定の教育科目の教育向上のために最新の研究結果を探索し、利用すること(Q 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

1.3 学修成果

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 意図した学修成果を定めなければならない。それは、学生が卒業時までにはその達成を示すべきものである。それらの成果は、以下と関連しなくてはならない。
 - 卒前教育で達成すべき基本的知識・技能・態度(B 1.3.1)
 - 将来にどの医学専門領域にも進むことができる適切な基本(B 1.3.2)
 - 保健医療機関での将来的な役割(B 1.3.3)
 - 卒後研修(B 1.3.4)

- 生涯学習への意識と学修技能(B 1.3.5)
- 地域医療からの要請、医療制度からの要請、そして社会的責任(B 1.3.6)
- 学生が学生同士、教員、医療従事者、患者、およびその家族を尊重し適切な行動をとることを確実に修得させなければならない。(B 1.3.7)
- 学修成果を周知しなくてはならない。(B 1.3.8)

特記すべき良い点（特色）

- 新カリキュラムでは、8つのコンピテンシーごとに1～4のルーブリックレベルを定め、各科目に関連するディプロマ・ポリシーとルーブリックレベルをシラバスに記載している。

改善のための助言

- 「適切な行動」については、学則・行動規範に明示すべきである。
- 学修成果について教職員や学生に周知し、理解を求めるべきである。

質的向上のための水準：適合

医学部は、

- 卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果をそれぞれ明確にし、両者を関連づけるべきである。(Q 1.3.1)
- 医学研究に関して目指す学修成果を定めるべきである。(Q 1.3.2)
- 国際保健に関して目指す学修成果について注目すべきである。(Q 1.3.3)

特記すべき良い点（特色）

- ディプロマ・ポリシーにおいて世界の現状を理解し、説明する力を述べている。

改善のための示唆

- 医学研究に関して目指す学修成果をより明確にすることが望まれる。

1.4 使命と成果策定への参画

基本的水準：部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、教育に関わる主要な構成者が参画しなければならない。(B 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 使命と目標とする学修成果の策定ならびに見直しにおいては、学生を含め教育に関わる主要な構成者が正式な委員として参画すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取すべきである。(Q 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 使命と目標とする学修成果の策定ならびに見直しには、他医療職種、地域医療関係者、患者代表などの広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取することが望まれる。

2. 教育プログラム

概評

1年次の「自主創造の基礎」と「医学序論」で、学外の施設実習、救急医療実習、キャリア教育、多職種連携教育が行われている。6年次に、基礎医学系、社会医学系、臨床医学系のすべての分野から学生が選んだ分野を5週間学ぶことができる「自由選択学習」を設置している。

医学研究を十分経験できるコースを設けるべきである。臨床実習の現場においてEBMの教育を確実に実施すべきである。行動科学、医療倫理学について、低学年のみならず、学年順次性をもつ体系的なカリキュラムを定め、実践すべきである。臨床技能、医療専門職としての技能を修得できるようカリキュラムを定め、診療参加型臨床実習を実践すべきである。重要な診療科における臨床実習期間を十分に持つべきである。臨床実習期間における健康増進と予防医学の体験を充実すべきである。2年次、3年次においても患者と接触する機会を持つことが望まれる。履修系統図、ルーブリック等をシラバスにわかりやすく明記し、教職員および学生への周知を図るべきである。水平的統合教育と垂直的統合教育を確実に実施することが望まれる。医学部学務委員会に、学生の代表を正式な委員として含めるべきである。

2.1 教育プログラムの構成

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを定めなければならない。(B 2.1.1)
- 学生が自分の学修過程に責任を持てるように、学修意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法/学修方法を採用しなければならない。(B 2.1.2)
- カリキュラムは平等の原則に基づいて提供されなければならない。(B 2.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 1年次の「自主創造の基礎」と「医学序論」で、学外の施設実習、救急医療実習、キャリア教育、多職種連携教育が行われている。

改善のための助言

- より多くの科目で、学生が自分の学修過程に責任を持てるように、学修意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法/学修方法を採用すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 生涯学習につながるカリキュラムを設定すべきである。(Q 2.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 生涯学習につながるカリキュラムのさらなる充実が望まれる。

2.2 科学的方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ カリキュラムを通して以下を教育しなくてはならない。
 - ・ 分析的で批判的思考を含む、科学的手法の原理(B 2.2.1)
 - ・ 医学研究の手法(B 2.2.2)
 - ・ EBM(科学的根拠に基づく医学)(B 2.2.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 6年次に、基礎医学系、社会医学系、臨床医学系のすべての分野から学生が選んだ分野を5週間学ぶことができる「自由選択学習」を設置している。

改善のための助言

- ・ 医学研究を十分経験できるコースを設けるべきである。
- ・ 臨床実習の現場においてEBMの教育を確実に実施すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ カリキュラムに大学独自の、あるいは先端的な研究の要素を含むべきである。(Q 2.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ カリキュラムに大学独自の研究の要素を一層含めることが望まれる。

2.3 基礎医学

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 以下を理解するのに役立つよう、カリキュラムの中で基礎医学のあり方を定義し、実践しなければならない。
 - ・ 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な科学的知見(B 2.3.1)

- 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な概念と手法(B 2.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムに以下の項目を反映させるべきである。
 - 科学的、技術的、臨床的進歩(Q 2.3.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることを一層明確にし、カリキュラムに反映させることが望まれる。

2.4 行動科学と社会医学、医療倫理学と医療法学

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムに以下を定め、実践しなければならない。
 - 行動科学(B 2.4.1)
 - 社会医学(B 2.4.2)
 - 医療倫理学(B 2.4.3)
 - 医療法学(B 2.4.4)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 行動科学、医療倫理学について、低学年のみならず、学年順次性をもつ体系的なカリキュラムを定め、実践すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関し以下に従ってカリキュラムを調整および修正すべきである。
 - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.4.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.4.2)
 - 人口動態や文化の変化(Q 2.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 行動科学、医療倫理学、医療法学について、将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることを明確にし、カリキュラムを調整および修正することが望まれる。

2.5 臨床医学と技能

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 臨床医学について、学生が以下を確実に実践できるようにカリキュラムを定め実践しなければならない。
 - 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識、臨床技能、医療専門職としての技能の修得(B 2.5.1)
 - 臨床現場において、計画的に患者と接する教育プログラムを教育期間中に十分持つこと(B 2.5.2)
 - 健康増進と予防医学の体験(B 2.5.3)
- 重要な診療科で学修する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)
- 患者安全に配慮した臨床実習を構築しなくてはならない。(B 2.5.5)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 臨床技能、医療専門職としての技能を修得できるようカリキュラムを定め、診療参加型臨床実習を実践すべきである。
- 現行カリキュラムでは臨床実習期間が61週と短く、臨床現場において、計画的に患者と接する教育プログラムを十分に持つべきである。
- 重要な診療科における臨床実習の期間を十分に持つべきである。
- 臨床実習期間における健康増進と予防医学の体験を充実すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 臨床医学教育のカリキュラムを以下に従って調整、修正すべきである。
 - 科学、技術および臨床の進歩(Q 2.5.1)
 - 現在および、将来において社会や医療制度上必要となること(Q 2.5.2)
- 全ての学生が早期から患者と接触する機会を持ち、徐々に実際の患者診療への参画を深めていくべきである。(Q 2.5.3)
- 教育プログラムの進行に合わせ、さまざまな臨床技能教育が行われるように教育計画を構築すべきである。(Q 2.5.4)

特記すべき良い点（特色）

- 1年次にEarly Exposureとして、高齢者施設、障がい児施設などの外部医療施設で、患者や他の医療職と接触する機会がある。

改善のための示唆

- 将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることを明確にし、カリキュラムを調整および修正することが望まれる。
- 2年次、3年次においても患者と接触する機会を持つことが望まれる。

2.6 教育プログラムの構造、構成と教育期間

基本的水準： 適合

医学部は、

- 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で構成し、教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序を明示しなくてはならない。(B 2.6.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 履修系統図、ルーブリック等をシラバスにわかりやすく明記し、教職員および学生への周知を図るべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、カリキュラムで以下のことを確実に実施すべきである。

- 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合(Q 2.6.1)
- 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的統合(Q 2.6.2)
- 教育プログラムとして、中核となる必修科目だけでなく、選択科目も、必修科目との配分を考慮して設定すること(Q 2.6.3)
- 補完医療との接点を持つこと(Q 2.6.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 基礎医学において水平的統合教育を確実に実施することが望まれる。
- ・ 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的統合教育を確実に実施することが望まれる。
- ・ 選択科目の科目数をさらに充実させることが望まれる。

2.7 教育プログラム管理

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 学修成果を達成するために、学長・医学部長など教育の責任者の下で、教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つカリキュラム委員会を設置しなくてはならない。(B 2.7.1)
- ・ カリキュラム委員会の構成委員には、教員と学生の代表を含まなくてはならない。(B 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つ医学部学務委員会に学生の代表を正式な委員として含めるべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ カリキュラム委員会を中心にして、教育カリキュラムの改善を計画し、実施すべきである。(Q 2.7.1)
- ・ カリキュラム委員会に教員と学生以外の広い範囲の教育の関係者の代表を含むべきである。(Q 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 医学部学務委員会、カリキュラム改善小委員会、カリキュラム評価小委員会の責任と権限を明確にし、教育カリキュラムの改善を計画、実施することが望まれる。
- ・ 医学部学務委員会に教員と学生以外の広い範囲の教育の関係者の代表を含めることが望まれる。

2.8 臨床実践と医療制度の連携

基本的水準： 適合

医学部は、

- 卒前教育と卒後の教育・臨床実践との間の連携を適切に行われなければならない。
(B 2.8.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラム委員会を通じて以下のことを確実に行うべきである。
 - 卒業生が将来働く環境からの情報を得て、教育プログラムを適切に改良すること
(Q 2.8.1)
 - 教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れること(Q 2.8.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 卒業生が将来働く環境からさらに多くの情報を得て、教育プログラムを適切に改良することが望まれる。
- 教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れることが望まれる。

3. 学生の評価

概評

臨床実習においてCC-EPOCを用いたポートフォリオ評価に取り組んでいる。

様々な評価法を用いて技能・態度評価をさらに充実すべきである。学修成果に示されている技能および態度について適切に評価を行うべきである。学生の学修を促進する評価を確実に行うべきである。形成的評価の有効な活用を促進し、総括的評価との比重をより適正化すべきである。評価方法の信頼性と妥当性を確実に検証することが望まれる。科目ごとの評価結果に基づいた適切なフィードバックを行うことが望まれる。

3.1 評価方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生の評価について、原理、方法および実施を定め開示しなくてはならない。開示すべき内容には、合格基準、進級基準、および追再試の回数が含まれる。(B 3.1.1)
- 知識、技能および態度を含む評価を確実に実施しなくてはならない。(B 3.1.2)
- 様々な評価方法と形式を、それぞれの評価有用性に合わせて活用しなくてはならない。(B 3.1.3)
- 評価方法および結果に利益相反が生じないようにしなくてはならない。(B 3.1.4)
- 評価が外部の専門家によって精密に吟味されなくてはならない。(B 3.1.5)
- 評価結果に対して疑義申し立て制度を用いなければならない。(B 3.1.6)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- Mini-CEXや360度評価など、様々な評価法を用いて技能・態度評価をさらに充実すべきである。
- 評価が外部の専門家によって精密に吟味されるべきである。
- 評価結果に対する疑義申し立てに対応するシステムを構築すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示すべきである。(Q 3.1.1)
- 必要に合わせて新しい評価法を導入すべきである。(Q 3.1.2)
- 外部評価者の活用を進めるべきである。(Q 3.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 臨床実習においてCC-EPOCを用いたポートフォリオ評価に取り組んでいる。

改善のための示唆

- ・ すべての評価について評価方法の信頼性と妥当性を確実に検証することが望まれる。
- ・ 確実な技能・態度評価のために新しい評価法を導入することが望まれる。

3.2 評価と学修との関連

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 評価の原理、方法を用いて以下を実現する評価を実践しなくてはならない。
 - ・ 目標とする学修成果と教育方法に整合した評価である。(B 3.2.1)
 - ・ 目標とする学修成果を学生が達成していることを保証する評価である。(B 3.2.2)
 - ・ 学生の学修を促進する評価である。(B 3.2.3)
 - ・ 形成的評価と総括的評価の適切な比重により、学生の学修と教育進度の判定の指針となる評価である。(B 3.2.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 学修成果に示されている技能および態度について適切に評価を行うべきである。
- ・ 学生が自身の到達度を認識して、学修を促進できる評価を確実に行うべきである。
- ・ 形成的評価の有効な活用を促進し、総括的評価との比重をより適正化すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 基本的知識の修得と統合的学修を促進するために、カリキュラム(教育)単位ごとに試験の回数と方法(特性)を適切に定めるべきである。(Q 3.2.1)
- ・ 学生に対して、評価結果に基づいた時機を得た、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行うべきである。(Q 3.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 科目ごとの評価結果に基づいた適切なフィードバックを行うことが望まれる。

4. 学生

概評

一般選抜に加えて、校友子女選抜、学校推薦型選抜、埼玉県地域枠選抜などの多様な入学者選抜を行っている。上高地にある医学部所有の「徳澤診療所」における活動、「小児糖尿病キャンプ」、「しょうにかダンス」といった地域における学生の様々な社会活動を支援している。

学生の受け入れ数を考慮して十分な臨床系教員を配置すべきである。カウンセリングと支援に関する守秘をより確実に保障すべきである。使命の策定、教育プログラムの策定、管理および評価において、学生が正式な委員として議論に加わるべきである。入学決定に対する疑義申し立て制度を採用することが望まれる。学修上のカウンセリングを提供する際には、キャリアガイダンスとプランニングを確実に実施することが望まれる。

4.1 入学方針と入学選抜

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学生の選抜方法についての明確な記載を含め、客観性の原則に基づいて入学方針を策定し、履行しなければならない。(B 4.1.1)
- 身体に不自由がある学生の入学について、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.2)
- 国内外の他の学部や機関からの学生の転編入については、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 一般選抜に加えて、校友子女選抜、学校推薦型選抜、埼玉県地域枠選抜などの多様な入学者選抜を行っている。

改善のための助言

- 2018年度に文部科学省から「一般入試の追加合格者について、特定の者を優先的に合格させていた事案」として不適切入試が指摘された。これを受けて第三者を含む検証委員会で議論し、2019年度の入試では「追加合格候補者に対して個別に順位を通知」、「繰り上げ合格の連絡は、複数の者が同席し、追加合格の電話対応の手順書に基づいて成績順により電話連絡」、「二次試験の合計得点を不合格者に開示」の対応や取り組みにより適切に改善されていることが文部科学省により確認された。今後も公平公正な入試を実施すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 選抜と、医学部の使命、教育プログラムならびに卒業時に期待される能力との関連を述べるべきである。(Q 4.1.1)
- アドミッション・ポリシー(入学方針)を定期的に見直すべきである。(Q 4.1.2)

- 入学決定に対する疑義申し立て制度を採用すべきである。(Q 4.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 入学決定に対する疑義申し立て制度を採用することが望まれる。

4.2 学生の受け入れ

基本的水準： 適合

医学部は、

- 入学者数を明確にし、教育プログラムの全段階における教育能力と関連づけなければならない。(B 4.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 学生の受け入れ数を考慮して十分な臨床系教員を配置すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 他の教育関係者とも協議して入学者の数と資質を定期的に見直すべきである。そして、地域や社会からの健康に対する要請に合うように調整すべきである。(Q 4.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- 地域の要請に対して臨時の定員増を行っている。

改善のための示唆

- なし

4.3 学生のカウンセリングと支援

基本的水準： 適合

医学部および大学は、

- 学生を対象とした学修上の問題に対するカウンセリング制度を設けなければならない。(B 4.3.1)
- 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援するプログラムを提供しなければならない。(B 4.3.2)
- 学生の支援に必要な資源を配分しなければならない。(B 4.3.3)

- カウンセリングと支援に関する守秘を保障しなければならない。(B 4.3.4)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- カウンセリングと支援に関する守秘をより確実に保障すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 学生の教育進度に基づいて学修上のカウンセリングを提供すべきである。(Q 4.3.1)
- 学修上のカウンセリングを提供するには、キャリアガイダンスとプランニングも含めるべきである。(Q 4.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 学修上のカウンセリングを提供する際には、キャリアガイダンスとプランニングを確実に実施することが望まれる。

4.4 学生の参加

基本的水準： 部分的適合

医学部は、学生が下記の事項を審議する委員会に学生の代表として参加し、適切に議論に加わることを規定し、履行しなければならない。

- 使命の策定(B 4.4.1)
- 教育プログラムの策定(B 4.4.2)
- 教育プログラムの管理(B 4.4.3)
- 教育プログラムの評価(B 4.4.4)
- その他、学生に関する諸事項(B 4.4.5)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 使命の策定、教育プログラムの策定、管理および評価において、学生が正式な委員として議論に加わるべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 学生の活動と学生組織を奨励するべきである。(Q 4.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 上高地にある医学部所有の「徳澤診療所」における活動、「小児糖尿病キャンプ」、「しょうにかダンス」といった地域における様々な社会活動を支援している。

改善のための示唆

- ・ なし

5. 教員

概評

教員の募集と選抜の方針を定めている。

基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、すべての教員の活動を確実にモニタすべきである。教員の教育・研究・診療の職務間のバランスを考慮するためのエフォート配分を定めるべきである。個々の教員がカリキュラムの全体像を理解し、教育を担当すべきである。教員の教育能力の開発に実効性のあるFDを実施すべきである。教員と学生の比率を考慮し、臨床医学の教員は十分な人員を確保することが期待される。

5.1 募集と選抜方針

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教員の募集と選抜方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 医学と医学以外の教員間のバランス、常勤および非常勤の教員間のバランス、教員と一般職員間のバランスを含め、適切にカリキュラムを実施するために求められる基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員のタイプ、責任、バランスを概説しなければならない。(B 5.1.1)
 - 教育、研究、診療の役割のバランスを含め、学術的、教育的、および臨床的な業績の判定水準を明示しなければならない。(B 5.1.2)
 - 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、その活動をモニタしなければならない。(B 5.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 教員の募集と選抜の方針を定めている。

改善のための助言

- 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、すべての教員の活動を確実にモニタすべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教員の募集および選抜の方針において、以下の評価基準を考慮すべきである。
 - その地域に固有の重大な問題を含め、医学部の使命との関連性(Q 5.1.1)
 - 経済的事項(Q 5.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- ・ 医学部の使命に即した教員選抜の方針を策定することが望まれる。

5.2 教員の活動と能力開発

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 教員の活動と能力開発に関する方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - ・ 教育、研究、診療の職務間のバランスを考慮する。(B 5.2.1)
 - ・ 教育、研究、診療の活動における学術的業績の認識を行う。(B 5.2.2)
 - ・ 診療と研究の活動が教育活動に活用されている。(B 5.2.3)
 - ・ 個々の教員はカリキュラム全体を十分に理解しなければならない。(B 5.2.4)
 - ・ 教員の研修、能力開発、支援、評価が含まれている。(B 5.2.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 教員の教育・研究・診療の職務間のバランスを考慮するためのエフォート配分を定めるべきである。
- ・ 個々の教員がカリキュラムの全体像を理解し、教育を担当すべきである。
- ・ 教員の教育能力の開発に実効性のあるFDを実施すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ カリキュラムのそれぞれの構成に関連して教員と学生の比率を考慮すべきである。(Q 5.2.1)
- ・ 教員の昇進の方針を策定して履行すべきである。(Q 5.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 医学部教育で重要な臨床実習を充実させるために、教員と学生の比率を考慮し、臨床医学の教員は十分な人員を確保することが期待される。

6. 教育資源

概評

医学教育センターに医学教育学分野の医学教育専門家が配置され、医学教育プログラムの開発や評価を支援している。

老朽化した施設・設備を定期的に更新、改修、拡充し、学修環境を改善することが望まれる。学生が適切な臨床経験を積めるよう、個々の学生が経験した症例や疾患分類を確実に把握すべきである。全学生がプライマリケアや地域医療を体験できるように学外の臨床実習施設を充実させるべきである。臨床実習の指導者を十分に確保すべきである。

6.1 施設・設備

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されることを保障しなければならない。(B 6.1.1)
- 教職員、学生、患者とその家族にとって安全な学修環境を確保しなければならない。(B 6.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 講堂、SGL教室、図書館などの施設が整っている。

改善のための助言

- ・ 教育に関わる建物の耐震性の問題を解決し、早急に安全な学修環境を確保すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 教育実践の発展に合わせて施設・設備を定期的に更新、改修、拡充し、学修環境を改善すべきである。(Q 6.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 老朽化した施設・設備を定期的に更新、改修、拡充し、学修環境を改善することが望まれる。

6.2 臨床実習の資源

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生が適切な臨床経験を積めるように以下の必要な資源を十分に確保しなければならない。
 - 患者数と疾患分類(B 6.2.1)
 - 臨床実習施設(B 6.2.2)
 - 学生の臨床実習の指導者(B 6.2.3)

特記すべき良い点（特色）

- 各診療科に臨床実習に責任を持つ教育医長を配置している。

改善のための助言

- 学生が適切な臨床経験を積めるよう、個々の学生が経験した症例や疾患分類を確実に把握すべきである。
- 全学生がプライマリケアや地域医療を体験できるように学外の臨床実習施設を充実させるべきである。
- 診療参加型臨床実習を適切に行えるよう教員と学生との連絡手段を充実すべきである。
- 臨床実習の指導者を十分に確保すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 医療を受ける患者や地域住民の要請に応えているかどうかの視点で、臨床実習施設を評価、整備、改善すべきである。(Q 6.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

6.3 情報通信技術

基本的水準： 適合

医学部は、

- 適切な情報通信技術の有効かつ倫理的な利用と、それを評価する方針を策定して履行しなければならない。(B 6.3.1)
- インターネットやその他の電子媒体へのアクセスを確保しなければならない。(B 6.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 教育および学修のために必要な通信環境を改善すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教員および学生が以下の事項についての既存の ICT や新しく改良された ICT を使えるようにすべきである。
 - 自己学習(Q 6.3.1)
 - 情報の入手(Q 6.3.2)
 - 患者管理(Q 6.3.3)
 - 保健医療提供システムにおける業務(Q 6.3.4)
- 担当患者のデータと医療情報システムを、学生が適切に利用できるようにすべきである。(Q 6.3.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 多くの電子ジャーナルへのアクセスが確保されている。

改善のための示唆

- ・ Moodle、ポータルサイト、Google classroomなどを整理し、教員および学生の利便性を向上させることが望まれる。
- ・ 学生が利用できる電子カルテ端末を十分整備することが望まれる。

6.4 医学研究と学識

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教育カリキュラムの作成においては、医学研究と学識を利用しなければならない。(B 6.4.1)
- 医学研究と教育が関連するように育む方針を策定し、履行しなければならない。(B 6.4.2)
- 研究の施設・設備と重要性を記載しなければならない。(B 6.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 以下の事項について医学研究と教育との相互関係を担保すべきである。
 - 現行の教育への反映(Q 6.4.1)
 - 学生が医学研究や開発に携わることの奨励と準備(Q 6.4.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 学生が医学研究に参加する体制をさらに充実させることが望まれる。

6.5 教育専門家

基本的水準： 適合

医学部は、

- 必要な時に教育専門家へアクセスできなければならない。(B 6.5.1)
- 以下の事項について、教育専門家の利用についての方針を策定し、履行しなければならない。
 - カリキュラム開発(B 6.5.2)
 - 教育技法および評価方法の開発(B 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

- 医学教育センターに医学教育専門家が配置され、医学教育プログラムの開発や評価を支援している。

改善のための助言

- 医学教育センターの位置づけと役割を明確にすべきである。
- 学内外の医学教育の専門家をさらに利用してカリキュラム開発、教育技法、評価方法の開発を行うべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教職員の教育能力向上において学内外の教育専門家が実際に活用されていることを示すべきである。(Q 6.5.1)
- 教育評価や医学教育分野の研究における最新の専門知識に注意を払うべきである。(Q 6.5.2)
- 教職員は教育に関する研究を遂行すべきである。(Q 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- ・ なし

6.6 教育の交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下の方針を策定して履行しなければならない。
 - 教職員と学生の交流を含め、国内外の他教育機関との協力(B 6.6.1)
 - 履修単位の互換(B 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 多くの海外学術交流提携校などと交流している。

改善のための助言

- ・ 国内の他教育機関との交流も進めるべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 適切な資源を提供して、教職員と学生の国内外の交流を促進すべきである。(Q 6.6.1)
- 教職員と学生の要請を考慮し、倫理原則を尊重して、交流が合目的に組織されることを保障すべきである。(Q 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

7. 教育プログラム評価

概評

2022年4月にIR室とIR委員会を整備し、2022年8月にカリキュラム改善小委員会、カリキュラム評価小委員会を設置して、学務委員会と連携し、教育プログラムを開発し、改良する体制を整えている。毎年、年度末に教職員学生懇談会で学生からのフィードバックを求め、これにより1年次および2年次の過密なカリキュラムを改善している。

カリキュラムとその主な構成要素、学生や卒業生の実績などについてモニタし、教育プログラムを包括的に評価し、課題を特定して対応する仕組みを確立し、カリキュラムに確実に反映させるべきである。教育活動とそれが置かれた状況、カリキュラムの特定の構成要素、長期間で獲得される学修成果、および社会的責任について、定期的に、教育プログラムを包括的に評価することが望まれる。学生と教員から系統的に収集されたフィードバック情報を、IR室が収集して分析し、その結果に基づいてカリキュラムの改善に向けた対応を行うべきである。学生と教員からのフィードバック情報を活用して教育プログラムを開発する内部質保証体制を確立することが望まれる。使命と意図した学修成果、カリキュラム、資源の提供に関して、学生と卒業生の実績を分析すべきである。教育プログラムのモニタと評価に関与すべきである。

7.1 教育プログラムのモニタと評価

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムの教育課程と学修成果を定期的にモニタするプログラムを設けなければならない。(B 7.1.1)。
- 以下の事項について教育プログラムを評価する仕組みを確立し、実施しなければならない。
 - カリキュラムとその主な構成要素(B 7.1.2)
 - 学生の進歩(B 7.1.3)
 - 課題の特定と対応(B 7.1.4)
- 評価の結果をカリキュラムに確実に反映しなければならない。(B 7.1.5)

特記すべき良い点（特色）

- 2022年4月にIR室とIR委員会を整備し、2022年8月にカリキュラム改善小委員会、カリキュラム評価小委員会を設置して、学務委員会と連携し、教育プログラムを開発し、改良する体制を整えている。

改善のための助言

- 教育プログラム評価を行う組織は、カリキュラムの立案と実施を行う組織とは独立しているべきである。
- カリキュラムとその主な構成要素、学生の進歩について、教育プログラムを評価し、課題を特定して対応する仕組みを確立し、カリキュラムに確実に反映させるべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の事項について定期的に、教育プログラムを包括的に評価すべきである。
 - 教育活動とそれが置かれた状況(Q 7.1.1)
 - カリキュラムの特定の構成要素(Q 7.1.2)
 - 長期間で獲得される学修成果(Q 7.1.3)
 - 社会的責任(Q 7.1.4)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 教育活動とそれが置かれた状況、カリキュラムの特定の構成要素、長期間で獲得される学修成果、および社会的責任について、定期的に、教育プログラムを包括的に評価することが望まれる。

7.2 教員と学生からのフィードバック

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 教員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、対応しなければならない。(B 7.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- 毎年、年度末に教職員学生懇談会で学生からのフィードバックを求め、これにより1年次および2年次の過密なカリキュラムを改善している。

改善のための助言

- 学生と教員から系統的に収集されたフィードバック情報を、IR室が収集して分析し、その結果に基づいてカリキュラムの改善に向けた対応を行うべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- フィードバックの結果を利用して、教育プログラムを開発すべきである。(Q 7.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 学生と教員からのフィードバック情報を活用して教育プログラムを開発する内部質保証体制を確立することが望まれる。

7.3 学生と卒業生の実績

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 次の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析しなければならない。
 - 使命と意図した学修成果(B 7.3.1)
 - カリキュラム(B 7.3.2)
 - 資源の提供(B 7.3.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 使命と意図した学修成果、カリキュラム、資源の提供に関して、学生と卒業生の実績を分析すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析すべきである。
 - 背景と状況(Q 7.3.1)
 - 入学時成績(Q 7.3.2)
- 学生の実績の分析を使用し、以下の項目について責任がある委員会へフィードバックを提供すべきである。
 - 学生の選抜(Q 7.3.3)
 - カリキュラム立案(Q 7.3.4)
 - 学生カウンセリング(Q 7.3.5)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 学生と卒業生について、背景と状況、入学時成績に関して、実績を分析することが望まれる。
- 学生の実績の分析を使用して、学生の選抜、カリキュラム立案について責任がある委員会へフィードバックを提供することが望まれる。

7.4 教育の関係者の関与

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 教育プログラムのモニタと評価に教育に関わる主要な構成者を含まなければならない。(B 7.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教育プログラムのモニタと評価に学生が関与すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 広い範囲の教育の関係者に、
 - 課程および教育プログラムの評価の結果を閲覧することを許可すべきである。(Q 7.4.1)
 - 卒業生の実績に対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.2)
 - カリキュラムに対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- 関連病院を対象に、卒業生に関するアンケート調査を実施している。

改善のための示唆

- 広い範囲の教育の関係者に、課程および教育プログラムの評価の結果を閲覧することを許可することが望まれる。
- 広い範囲の教育の関係者に、卒業生の実績とカリキュラムに対するフィードバックを求めることが望まれる。

8. 統轄および管理運営

概評

2021年に発覚した不祥事により大学としての社会的責任が大きく揺るがされた。それを受けて2022年4月に寄付行為を変更し、2022年7月に新理事会や新評議員会が発足した。しかし、改革は始まったばかりであり、引き続き改革を進め、社会からの信頼を回復すべきである。今後、医学部教学のリーダーシップの責務を明確にし、それが順守されるようにすべきである。医学部内部質保証推進委員会と医学部自己点検・評価委員会の体制は端緒であり、これらを確実に機能させることが期待される。

8.1 統轄

基本的水準： 不適合

医学部は、

- その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み、規定されていない。 (B 8.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 2021年に発覚した不祥事により大学としての社会的責任が大きく揺るがされた。それを受けて理事、評議員、監事が全員辞任し、2022年4月に寄付行為を変更し、役員等の体制見直しが行われ、大学のガバナンス体制の整備が行われた。2022年7月から新しい大学役員が選出され、新理事会や新評議員会が発足した。これにより大学全体としての改革が期待されるが、改革は始まったばかりであり、成果が現時点において十分には認められない。引き続き改革を進め、社会からの信頼を回復すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。
 - 主な教育の関係者 (Q 8.1.1)
 - その他の教育の関係者 (Q 8.1.2)
- 統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 学務委員会、カリキュラム改善小委員会、カリキュラム評価小委員会および学生生活委員会に、学生やその他の教育の関係者の意見を反映させることが望まれる。

- ・ 統轄業務とその決定事項の透明性を確保することが望まれる。

8.2 教学のリーダーシップ

基本的水準： 不適合

医学部は、

- ・ 医学教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 教学のリーダーシップを担うべき理事長や理事による不祥事があり、事業部に対する監督体制なども全く履行されていなかった。寄付行為など諸規定は見直されたばかりであり、今後、医学部教学のリーダーシップの責務を明確にし、それが順守されるようにすべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 教学におけるリーダーシップの評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 医学部長、学務委員会委員長、学生生活委員会委員長などの教学におけるリーダーシップを医学部の使命と学修成果に照合して評価する制度を設けることが期待される。

8.3 教育予算と資源配分

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示しなければならない。(B 8.3.1)
- ・ カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上の要請に沿って教育資源を分配しなければならない。(B 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 教育上の要請に沿って教育資源を分配すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 意図した学修成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。(Q 8.3.1)
- ・ 資源の配分においては、医学の発展と社会の健康上の要請を考慮すべきである。(Q 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権を持つことが望まれる。

8.4 事務と運営

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 以下を行うのに適した事務職員および専門職員を配置しなければならない。
 - ・ 教育プログラムと関連の活動を支援する。(B 8.4.1)
 - ・ 適切な運営と資源の配分を確実に実施する。(B 8.4.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し、履行すべきである。(Q 8.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 医学部内部質保証推進委員会と医学部自己点検・評価委員会の体制は確立されているが、これらを確実に機能させることが期待される。

8.5 保健医療部門との交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない。(B 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 保健医療機関との連携をさらに推進すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである。(Q 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

9. 継続的改良

概評

2019年に大学基準協会による機関別認証評価を受け、入学者選抜において重大な問題があることを指摘された。この時指摘された問題については改善が認められたが、2021年度に新たに「管理運営」に関して重大な問題が認められたため、大学基準に適合していないと判定された。2022年4月に寄付行為は改訂され、7月に役員体制は一新された。

教育プログラム評価を確実に行って医学教育の継続的改善を実現すべきである。

基本的水準： 部分的適合

医学部は、活力を持ち社会的責任を果たす機関として

- 教育(プログラム)の教育課程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し、改善する方法を策定しなくてはならない。(B 9.0.1)
- 明らかになった課題を修正しなくてはならない。(B 9.0.2)
- 継続的改良のための資源を配分しなくてはならない。(B 9.0.3)

特記すべき良い点(特色)

- なし

改善のための助言

- 理事長や理事による背任事件など不祥事の後、寄付行為は改定され、役員体制は一新されたが、管理体制の見直しにとどまらず実効性のある運営を行い、教育プログラム評価を確実に行って医学教育の継続的改善を実現すべきである。

質的向上のための水準： 評価を実施せず

医学部は、

- 教育改善を前向き調査と分析、自己点検の結果、および医学教育に関する文献に基づいて行うべきである。(Q 9.0.1)
- 教育改善と再構築は過去の実績、現状、そして将来の予測に基づく方針と実践の改定となることを保証するべきである。(Q 9.0.2)
- 改良のなかで以下の点について取り組むべきである。
 - 使命や学修成果を社会の科学的、社会経済的、文化的発展に適応させる。(Q 9.0.3)(1.1 参照)
 - 卒後の環境に必要とされる要件に従って目標とする卒業生の学修成果を修正する。修正には卒後研修で必要とされる臨床技能、公衆衛生上の訓練、患者ケアへの参画を含む。(Q 9.0.4)(1.3 参照)
 - カリキュラムモデルと教育方法が適切であり互いに関連付けられているように調整する。(Q 9.0.5)(2.1 参照)
 - 基礎医学、臨床医学、行動および社会医学の進歩、人口動態や集団の健康/疾患特性、社会経済および文化的環境の変化に応じてカリキュラムの要素と要素

間の関連を調整する。最新で適切な知識、概念そして方法を用いて改訂し、陳旧化したものは排除されるべきである。(Q 9.0.6) (2.2 から 2.6 参照)

- 目標とする学修成果や教育方法に合わせた評価の方針や試験回数を調整し、評価方法を開発する。(Q 9.0.7) (3.1 と 3.2 参照)
- 社会環境や社会からの要請、求められる人材、初等中等教育制度および高等教育を受ける要件の変化に合わせて学生選抜の方針、選抜方法そして入学者数を調整する。(Q 9.0.8) (4.1 と 4.2 参照)
- 必要に応じた教員の採用と教育能力開発の方針を調整する。(Q 9.0.9) (5.1 と 5.2 参照)
- 必要に応じた(例えば入学者数、教員数や特性、そして教育プログラム)教育資源の更新を行う。(Q 9.0.10) (6.1 から 6.3 参照)
- 教育プログラムのモニタと評価の過程を改良する。(Q 9.0.11) (7.1 から 7.4 参照)
- 社会環境および社会からの期待の変化、時間経過、そして教育に関わる多方面の関係者の関心に対応するために、組織や管理・運営制度を開発・改良する。(Q 9.0.12) (8.1から8.5参照)